

この手引きは、保育所整備の基本的な事項についてまとめたものです。
実際に保育所整備を計画する際は、関係法令を遵守するとともに、関係機関と充分調整の上、進めてください。

はじめに

保育所の経営などの社会福祉を目的とする事業を社会福祉事業といいます。

社会福祉法の規定では、社会福祉事業には**第1種社会福祉事業**と**第2種社会福祉事業**とがあります。

社会福祉事業

第1種 社会福祉 事業

入所者が生活の大部分をそこで営む施設を運営する事業が中心で、設置主体は、原則として国・地方公共団体又は社会福祉法人に限定。

乳児院・児童養護施設
など

第2種 社会福祉 事業

短期訪問滞在型の
事業が中心。

保育所・児童デイサービス事業
など

※いずれにも該当しない事業は、社会福祉を目的とする事業であっても、法律上は社会福祉事業とはなりません。



皆さんが設置をお考えの保育所の経営は、**第2種社会福祉事業**に該当します。

第1章

保育所の概要



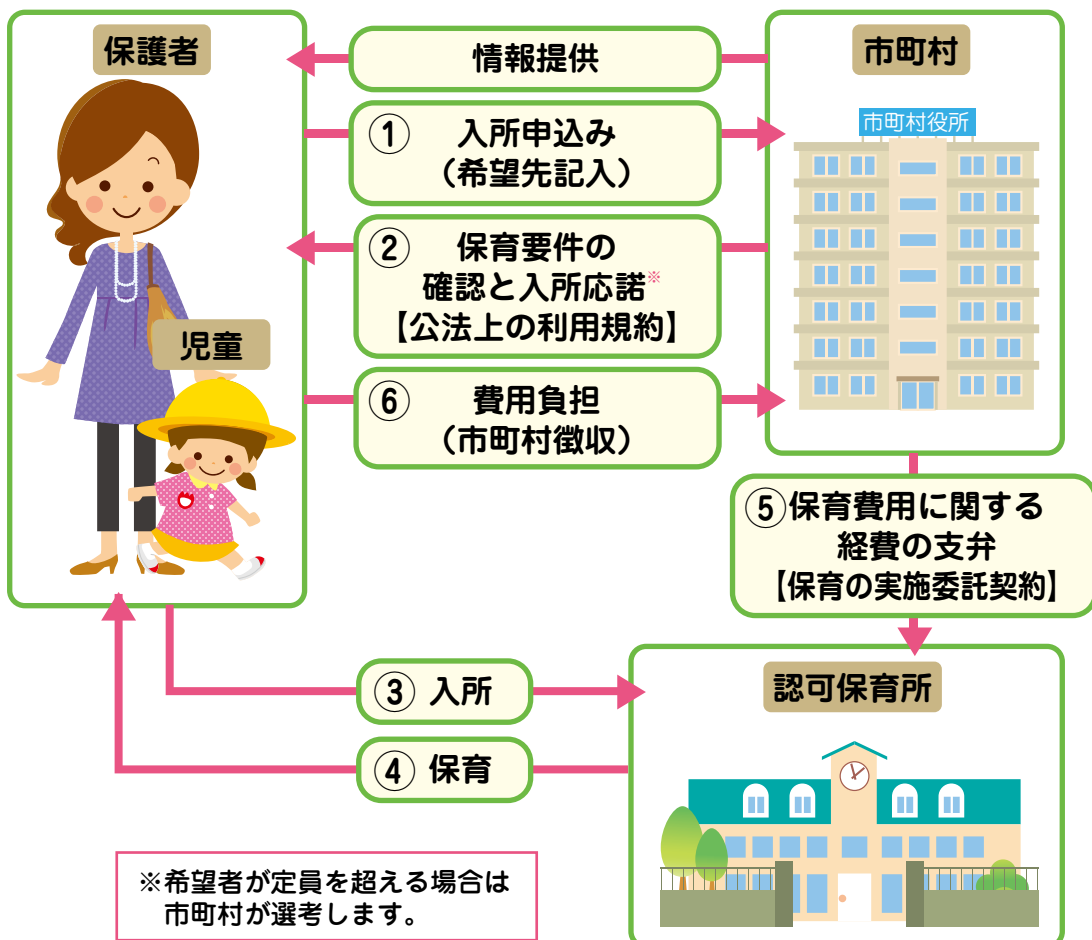
(1) 保育所とは

保育所とは、保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。(児童福祉法第39条)

沖縄県内(那覇市・宮古島市を除く)において認可保育所を設置する場合、沖縄県知事の認可が必要です。(児童福祉法第35条)

認可保育所の設置は、当該地域周辺の待機児童数や地域の現状、将来の動向などを考慮し、様々な視点から審査した上で決定しますので、設置を計画する場合は、事前に各市町村の担当課に問合せ、相談をしてください。

認可保育所への入所方式



(2) 認可保育所と認可外保育所の違い

